

## 町営住宅「境団地」入居者を募集

☎ 総務課 ☎ 62-2117

町では、町営住宅「境団地」の3月以降の入居者を次のとおり募集します。

- 募集戸数  
境団地 1戸 (A棟 2階 3LDK)
- 入居申込資格者  
次の①～⑦の条件をすべて満たす方となります。  
①単身世帯でない方  
※特例による単身世帯の入居申込資格に関しては、総務課までお問い合わせください。  
②住宅に困窮していることが明らかな方  
③現在、町内に住所または勤務場所がある方  
④町税等の滞納がない方  
⑤月々の収入(控除後)が入居世帯で158,000円を超えない方(未就学児や障がい者等がある世帯は214,000円)  
⑥入居者及び同居者が暴力団員でない方  
⑦町内在住2名の連帯保証人をつけられる方

●申込みまでの流れ  
入居申込資格の有無を確認し、記入内容及び必要書類をご説明します。

●申込受付期間  
2月6日(水)8時30分～3月2日(月)17時まで

●選考方法  
入居者選考委員会にて申込者の資格審査や居住現況等を審議し入居者を決定します。

浴室	洗面所	トイレ	P.S.	町営住宅「境団地」間取図(3LDK)		
リビングダイニング		台所	玄関	押入	洋室(4.5畳)	
		廊下				
和室(6畳)	押入	押入	和室(6畳)			

## 町民プール「すいすい」 春の水泳教室受講者を募集

☎ 町民プール「すいすい」 ☎ 62-1045

幼児・小学生を対象に行う水泳教室の参加者を募集します。

- 開催期間  
3月11日(水)～28日(土)まで(各クラス週1回)
- 対象  
幼児クラス(幼稚園等の年少から年長になる年齢)  
小学生クラス(1年生から6年生)

●受講料金  
幼児 2,550円(保険料込)  
小学生 3,150円(入場料・保険料込)

※年間券・半年券をお持ちの方は2,550円になります。

●時間・定員  
【幼児クラス】

水曜日	15時20分～16時20分	2名
木曜日	15時20分～16時20分	2名
金曜日	15時20分～16時20分	1名
土曜日	10時～11時	1名

【小学生クラス】

水曜日	16時40分～17時40分	2名
木曜日	16時40分～17時40分	2名
金曜日	16時40分～17時40分	1名
	18時～19時	2名
土曜日	11時20分～12時20分	1名
	14時～15時	3名

※参加した生徒は4月から水泳教室継続可能です。

●申込方法  
プール受付にて申込書記入を行い、受講料をお支払ください。印鑑をお忘れなくお持ちください。

●受付期間  
2月26日(水)～3月9日(月)  
平日 13時～21時  
土・日・祝日 10時～21時

※申し込みは先着順です。なお、電話での受付はできません。



## 町育英資金奨学生を募集します

☎ 教育課 ☎ 62-3459

町では、令和2年度入学予定者及び在学者の育英資金奨学生を次のとおり募集いたします。

- 対象者  
令和2年度に高等学校・高等専門学校・専修学校・短大・大学への進学予定者及び在学者
- 募集人員 若干名
- 応募資格  
①町内に引き続き2年以上住所を有し、成績が良く品行方正で身体強健な方  
②経済的な理由で修学が困難な方(所得制限があります)  
③他の奨学金を受けない方  
④条件を満たす鏡石町在住の連帯保証人がいる方

- 応募方法  
次の書類を教育委員会へ提出してください。  
①育英資金貸付願書・履歴書(教育課に備えてあるもの)  
②調査書(在学している学校から発行されるもの)  
③成績証明書(在学者の場合)合格通知書(入学予定者の場合)  
④家計を支えている方(両親等)の所得が証明できる書類(令和元年年分)  
⑤連帯保証人の所得が証明出来る書類等(連帯保証人としての資格を満たす方となりますので、内容については教育委員会にお問い合わせください。)

●返還方法  
卒業後1年間猶予し、借用期間の3倍(2倍)の期間で返還

●募集期間  
令和2年2月28日(金)まで

## 弁護士による「心配ごと相談所」

☎ 町社会福祉協議会 ☎ 62-6428

弁護士による無料の「心配ごと相談所」を次のとおり開催いたします。

悩み事を持つ方であれば、誰でも相談することが出来ますので、お気軽にご相談ください。

相談にあたっては、事前の予約が必要になりますので、お早めにお申し込みください。

予約人数を超えてしまった場合は調整をさせていただきますのでご了承ください。

●日時  
2月21日(金)10時～12時

●場所  
町老人福祉センター

●相談員  
滝田三良弁護士



## 廃車等の手続きはお済みですか？

☎ 税務町民課 ☎ 62-2114

軽自動車税は、令和元年10月1日から「軽自動車税(種別割)」に名称が変わりました。軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車やバイク、トラクターなどを所有している方に課税されます。

廃車や名義変更等の手続きは3月31日までに完了するようお願いいたします。既に使用されていない車両や処分されている車両でも、手続きが完了していない場合は翌年度も引き続き課税されますので、ご注意ください。

※グリーン化(環境への負荷を低減するための施策)を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については「重課税率」が適用されます。

## 自動車の登録等の手続きは運輸支局へ

☎ 【自動車の登録について】  
東北運輸局福島運輸支局  
☎ 050-5540-2015

☎ 【自動車税(種別割)について】  
県中地方振興局県税課第二課  
☎ 024-935-1261

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の登録名義人に課税されます。

自動車を譲渡、廃車等した場合は3月31日までに運輸支局で手続きを行ってください。また、転居した場合は車検証の住所変更を運輸支局で行ってください。住民票を異動しても車検証の住所は変更されません。

自動車税(種別割)を納めた時に交付される領収書には、納税証明書が付いています。車検時に必要となりますので、リサイクル券と一緒に大切に保管しましょう。

登録手続きを依頼した場合は、登録が済んでいることを必ず確認しましょう。

## 広 告

■診療科目/内科・アレルギー科・皮膚科

## 岡ノ内クリニック

院長 安藤登一(医学博士)

つらい花粉症の時期です。  
くしゃみ、鼻水、眼のかゆみ、  
皮膚のかゆみなどの症状にお困り  
の方はぜひご相談ください。

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
8:00～12:00	●	●	●	●	●	●	●
14:00～17:00	●	●	●	●	●	●	●

■休診日/水曜日・日曜日・祝日  
鏡石町岡ノ内306 ☎ 62-1112  
okanouchi-clinic.jp

